

平成 21 年度監事監査概要説明書

監査実施日 平成 22 年 6 月 14 日及び 15 日

1 監査結果の概要

会計監査に関しては、指摘事項はなし。
概ね良好に処理及び管理がなされている。

2 是正又は改善を要する事項

【会計に関する改善提案】

- ① 今期の財務実績を評価する場合、予算実績比較とともに、前年実績との比較が有用である。特に合併のシナジー効果について、収益及び費用における数値で説明できるとわかりやすい。しかしながら、地方独法会計と合併以前の病院の会計（一般会計）と研究所の会計（公益法人会計）とは大きな相違があるため、20 年度実績について病院、研究所を合算した財務諸表を作成するのは困難な面がある。そこで、概算で構わないので、20 年度分の病院、研究所を合算した財務諸表（損益計算書）を作成し、今期実績と比較して財務上の改善点を説明できるようにしておくとういだろう。
- ② 21 年度の損益計算書においては 16 億円の黒字が出ている。しかし、これには都からの時限の補助金等収益が多く含まれているので、当年度の特殊要因を除いた通常の実力（ベースライン）の損益を出して、今後の経営計画の資料とすることが有用であろう。ベースラインの損益を基本として、将来の収支見込を立て、また新建物の減価償却費や都からの貸付金返済等を織り込んで経営計画を考える必要がある。そのことによって、現状の課題等も見えてくるのではないだろうか。
- ③ たな卸資産である試薬及び診療材料の管理について。現在は物流システムが導入されていないため厳格な管理が困難である。今後は、必要な在庫の理論値を求めて、過大な在庫をもたないように在庫管理の徹底が必要であろう。
- ④ 退職給付引当金の外部積立については、現状では運転資金も必要であり、また、新施設に係る経費が未定な為、最初の 2、3 年は無理かもしれないが、引当金の一部を定期預金、生命保険、信託等の外部に積み立てることを考えてもよいだろう。（対外的にも内部職員向けにも、これら引当金の財源が外部に積み立てられていると安心感を生むものである。）
- ⑤ 患者未収金の回収について、現状ではそれほど未収金も多くなく、滞納整理の専門要員は配置されていないようだが、今後、未収金が増えないように、都立病院との連携も含め検討した方がよいだろう。
- ⑥ 財務会計システムに計上されている残高項目の実証性の確認については、期末決算だけでなく月次でもできるだけ（可能な項目だけでも）ダブルチェックによる

確認を実施することが望ましい。現預金は毎月残高との照合を実施することが必要であろう。

【業務運営に関する改善提案】

① 法人経営について

定款上の最高の決定機関である理事会が、年度計画、予算関係の事項等以外で十分に機能していない。現状は、これに代替するものとして役員室会議が法人運営に重要な役割を果たし、機能していることは評価するが、当該会議は定款上の機関ではなく、あくまで理事長の諮問機関にすぎない。

やはり、法人のガバナンスとしては、理事会を十分に機能させることが重要であり、定款16条5号の「重要事項」について、他の法令等を参照して（一般社団等法人法90条4項、会社法362条4項など）一定の基準を定め、該当事項については理事会に上程すべきである。

② 人事管理について

民間労働法制で要請されるセクシャルハラスメントの相談窓口の設置等の措置、内部通報システムの構築などを行うべきである。

また、時間管理について、民間労働法制の観点で再点検することが望ましい。

③ 内部統制について

非常勤の監事2名の体制では、監事監査に限界があることはいうまでもない。

組織の不正や誤謬を防ぐためには内部監査の体制を構築する必要がある。そして、当該担当者が、監事監査とは別の観点で、内部監査を行う必要がある。

また、業務運営上の重要事項決定に関する書類（例えば役員室会議の重要事項審議の議事録など）等については、監事に回付していただくような仕組みをお願いしたい。

3 その他必要と認める事項

- ① 事務処理等においては、現在は東京都基準に基づいているものが多いように見受けられるが、合理化できる部分は合理化・効率化を考えるべきであろう。ただし、それに伴うリスクも法人として考慮した上で検討しなければならない。

平成22年6月15日

地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター

監 事

鵜 川 正 樹



監 事

中 町 誠



監 査 報 告 書

私ども監事は、地方独立行政法人法第13条第4項の規定に基づき、地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター（以下「センター」という。）の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第1期事業年度の業務について監査を実施し、協議のうえ、本監査報告書を作成したので、以下のとおり報告いたします。

1 監査の方法の概要

監事は、一般に認められた監査手続に従い、理事会に出席するほか、役員（監事を除く。以下同じ。）等から事業の報告を聴取し、重要な決裁書類を閲覧し、事務局等において業務及び財産の状況を調査しました。また、財務諸表、事業報告書及び決算報告書について検討を加えました。

2 監査の結果

- (1) 財務諸表（利益の処分に関する書類を除く。）は、当法人の財政状態、運営状況、キャッシュフローの状況及び行政サービス実施コストの状況を適正に示していると認めます。
- (2) 利益の処分に関する書類は、法令に適合していると認めます。
- (3) 事業報告書は、当センターの業務運営の状況を正しく示していると認めます。
- (4) 決算報告書は、当センターの予算区分に従って決算の状況を正しく示していると認めます。
- (5) 役員の職務執行に関し、不正の行為または法令もしくは規程に違反する重大な事実は認められません。

平成22年6月15日

地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター

監 事

中 町 誠



監 事

鷺 川 正 樹

